

山形募発第95号
令和4年8月18日

山形県共同募金会

各共同募金委員会事務局長 様

社会福祉法人山形県共同募金会

事務局長 嶋貫 修 [公印略]

「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」の募集について

令和4年8月3日から大雨は、新潟県内各地で家屋の浸水等多くの被害をもたらし、県内3市町（村上市、胎内市、関川村）に災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても関係各所への広報、周知について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、お寄せいただく義援金については、新潟県に設置される義援金配分委員会で対象範囲・金額等を協議のうえ決定し、被災自治体を通じて被災者に配分される予定です。

記

1. 義援金の名称

「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」

2. 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和5年3月31日（金）まで

3. 貴会に直接義援金が寄せられた場合の対応

- (1) 寄付者に対し、貴会委員長名義の領収書を発行してください。
- (2) 受け入れた義援金は、預り金通帳に一時預入れ、適宜新潟県共同募金会の受入口座に送金してください。受入口座は、別添「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」募集要綱をご参照ください。
- (3) 送金と同時に、義援金寄付者名簿を本会へ送付ください。なお、寄付者が税制上の優遇措置を希望される場合は、新潟県共同募金会の領収書が必要になりますので、備考欄にその旨を記載ください。

「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人新潟県共同募金会

1 趣旨

令和4年8月3日から的大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、村上市、胎内市、関川村には災害救助法が適用されました。

新潟県共同募金会（以下「本会」という。）では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和4年8月新潟県大雨災害義援金

3 受付期間

令和4年8月12日（金）から令和5年3月31日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
第四北越銀行	白山支店	普 1590791	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 にいがたけんきょうどうぼきんかい 新潟県共同募金会
大光銀行	新潟支店	普 3043002	
ゆうちょ銀行	00180-4-605183		にいがたけんきょうどうぼきんかいれいわよねんはちがつ 新潟県共同募金会令和4年8月 おおあめさいがいぎょえんきん 大雨災害義援金

※ 第四北越銀行・大光銀行・ゆうちょ銀行の窓口での振込料金は無料。

但しATM及びインターネットバンキングを利用しての振込手数料は有料。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、新潟県災害対策本部へ送金し、新潟県が設置する義援金配分委員会を通じて被災者に配分されます。

6 義援金の課税上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、本会へご連絡ください。後日、領収書を発行します。

7 その他

- (1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。
- (2) この要綱は、令和4年8月12日から施行します。

8 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

E-mail niigatakenkyobo@h8.dion.ne.jp